精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議の件

上記決議案を次のとおり西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年9月18日提出

提出者	西宮市議会議員	Щ	田	まっ	ナと
	IJ	福	井		浄
	IJ	河	崎	はし	じめ
	IJ	JII	村	よし	لح ر
	IJ	菅	野	雅	_
	IJ	佐	藤	みも	う子
	IJ	篠	原	正	寛
	IJ	澁	谷	祐	介
	IJ	田	中	正	剛
	IJ	松口	L) うつの	りり

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議 (案)

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要 不可欠である。

このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、 障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神 障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって西宮市議会は、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とするよう強く求める。

以上、決議する。

令和元年9月 日

西宮市議会